

厚生労働省
老健局長 土生栄二 様

介護・障害福祉従事者である濃厚接触者に対する外出自粛要請への対応に関する要望

令和4年1月18日
一般社団法人全国介護事業者連盟
理事長 斎藤正行

全国的なオミクロン株の流行により新型コロナウイルス感染症患者が急速に増加傾向にあります。この情勢を受けて、令和4年1月14日に厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部より各自治体へ「新型コロナウイルス感染症の感染拡大が確認された場合の対応について」事務連絡が発出され、その中で『濃厚接触者の取扱い』を見直し、社会機能維持者は条件を付した上で待機期間が6日となる旨が示されました。一方で、令和4年1月12日に発出された事務連絡「オミクロン株の感染流行に対応した保健・医療提供体制確保のための更なる対応強化について」の中で、令和3年8月18日付け事務連絡の再周知として「医療従事者である濃厚接触者に対する外出自粛要請への対応」が示され、医療従事者は示された要件と注意事項を満たす限りにおいて、医療に従事することは不要不急の外出に当たらず、勤務することは可能であるとされました。

感染拡大地域においては、介護従事者及び障害福祉従事者の感染者及び濃厚接触者が急増しており、サービス提供がままならないケースも生じています。介護サービス及び障害福祉サービスの中でも、施設サービスや居住系サービス及び重度者に対するサービス等は、1日たりとも欠かすことのできない要介護高齢者及び障害者・障害児の命を守るために不可欠なサービスであることから、

『介護従事者及び障害福祉従事者についても医療従事者と同様の特例の対象に加えて頂き、要件と注意事項を満たす限りにおいて不要不急の外出に当たらず、勤務することが可能として頂きたい。』

なお、やむを得ないケースに限定し、感染拡大防止に向けた取組みを徹底すべく、医療従事者と同様に下記の要件と注意事項の順守を条件とするべきと考えます。

【要件】

- 他の介護従事者・障害福祉従事者による代替が困難な従事者であること。
- 新型コロナウイルスワクチンを2回接種済みで、2回目の接種後14日間経過した後に、新型コロナウイルス感染症患者と濃厚接触があり、濃厚接触者と認定された者であること。
- 無症状であり、毎日業務前に核酸検出検査又は抗原定量検査（やむを得ない場合は、抗原定性検査キット）により検査を行い陰性が確認されていること。
- 濃厚接触者である当該従事者の業務を、所属の管理者が了解していること。

【注意事項】

- 新型コロナウイルスワクチン接種済みであっても感染リスクを完全に予防することはできないことを十分に認識し、他の介護従事者・障害福祉従事者による代替が困難な従事者に限る運用を徹底すること。
- 感染した場合にリスクが高い利用者に対するサービスに際しては、格段の配慮を行うこと。
- 当該従事者が感染源にならないよう、業務内容を確認し、基本的な感染対策を継続すること（マスクの着用及び手指衛生等に加え、サービス提供時における標準予防策の徹底）。
- 引き続き、不要不急の外出はできる限り控え、通勤時の公共交通機関の利用をできる限り避けること。
- 家庭内に感染者が療養している場合は、当該者との濃厚接触を避ける対策を講じること。
- 当該事業所の管理者は、当該濃厚接触者を含む関係する従事者及び利用者の健康観察を行い、当該濃厚接触者が媒介となる新型コロナウイルス感染症患者が発生していないかの把握を行うこと。
- 検査期間は最終曝露日から 14 日間であること。

以上

厚生労働省 社会・援護局
障害保健福祉部長 田原克志 様

介護・障害福祉従事者である濃厚接触者に対する外出自粛要請への対応に関する要望

令和4年1月12日
一般社団法人全国介護事業者連盟
理事長 斎藤正洋
障害福祉事業部会 会長 中川亮



全国的なオミクロン株の流行により新型コロナウイルス感染症患者が急速に増加傾向にあります。この情勢を受けて、令和4年1月14日に厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部より各自治体へ「新型コロナウイルス感染症の感染急拡大が確認された場合の対応について」事務連絡が発出され、その中で『濃厚接触者の取扱い』を見直し、社会機能維持者は条件を付した上で待機期間が6日となる旨が示されました。一方で、令和4年1月12日に発出された事務連絡「オミクロン株の感染流行に対応した保健・医療提供体制確保のための更なる対応強化について」の中で、令和3年8月18日付け事務連絡の再周知として「医療従事者である濃厚接触者に対する外出自粛要請への対応」が示され、医療従事者は示された要件と注意事項を満たす限りにおいて、医療に従事することは不要不急の外出に当たらず、勤務することは可能であるとされました。

感染拡大地域においては、介護従事者及び障害福祉従事者の感染者及び濃厚接触者が急増しており、サービス提供がままならないケースも生じています。介護サービス及び障害福祉サービスの中でも、施設サービスや居住系サービス及び重度者に対するサービス等は、1日たりとも欠かすことのできない要介護高齢者及び障害者・障害児の命を守るために不可欠なサービスであることから、

『介護従事者及び障害福祉従事者についても医療従事者と同様の特例の対象に加えて頂き、要件と注意事項を満たす限りにおいて不要不急の外出に当たらず、勤務することが可能として頂きたい。』

なお、やむを得ないケースに限定し、感染拡大防止に向けた取組みを徹底すべく、医療従事者と同様に下記の要件と注意事項の順守を条件とするべきと考えます。

【要件】

- 他の介護従事者・障害福祉従事者による代替が困難な従事者であること。
- 新型コロナウイルスワクチンを2回接種済みで、2回目の接種後14日間経過した後に、新型コロナウイルス感染症患者と濃厚接触があり、濃厚接触者と認定された者であること。
- 無症状であり、毎日業務前に核酸検出検査又は抗原定量検査（やむを得ない場合は、抗原定性検査キット）により検査を行い陰性が確認されていること。
- 濃厚接触者である当該従事者の業務を、所属の管理者が了解していること。

【注意事項】

- 新型コロナウイルスワクチン接種済みであっても感染リスクを完全に予防することはできないことを十分に認識し、他の介護従事者・障害福祉従事者による代替が困難な従事者に限る運用を徹底すること。
- 感染した場合にリスクが高い利用者に対するサービスに際しては、格段の配慮を行うこと。
- 当該従事者が感染源にならないよう、業務内容を確認し、基本的な感染対策を継続すること（マスクの着用及び手指衛生等に加え、サービス提供時における標準予防策の徹底）。
- 引き続き、不要不急の外出はできる限り控え、通勤時の公共交通機関の利用をできる限り避けること。
- 家庭内に感染者が療養している場合は、当該者との濃厚接触を避ける対策を講じること。
- 当該事業所の管理者は、当該濃厚接触者を含む関係する従事者及び利用者の健康観察を行い、当該濃厚接触者が媒介となる新型コロナウイルス感染症患者が発生していないかの把握を行うこと。
- 検査期間は最終曝露日から 14 日間であること。

以上